

大和高田市立病院院内洗濯業務仕様書

1 委託業務名称

大和高田市立病院院内洗濯業務

2 目的

大和高田市立病院（以下「本院」という。）において使用する衣類、タオル等の回収、洗濯、搬送、管理等業務を行うことにより、職員及び患者の清潔で快適な環境を整備し、病院業務の円滑な運営に資することを目的とする。

3 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 履行場所

奈良県大和高田市磯野北町1番1号

大和高田市立病院内

5 本院の病床数及び病棟数

病床数：320床 病棟数：8病棟

6 業務日時

月曜日から金曜日（休診日（原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び年末年始）を除く）の午前8時15分から午後5時まで。ただし、休診日が3日以上連続する場合、その期間中に発生が見込まれる洗濯物の量等を考慮して定める3日を単位とする期間ごとに1日の業務日を設けるものとする。

7 人員体制

前項の業務日時において職員を2名以上本院に常駐させること。

8 洗濯室及び洗濯機器の貸与

本院地下の洗濯室を業務室として貸与し、洗濯室に設置する洗濯機、乾燥機その他の洗濯機器（ドラム式洗濯乾燥機2台、ドラム式洗濯機1台、ドラム式乾燥機1台、一般洗濯機及び乾燥機は若干台）についても、これを貸与する。受託者は、貸与を受けた洗濯室及び洗濯機器を、善良なる管理者の注意をもって管理及び使用するものとする。

9 業務内容

(1) 各病棟、手術室、中央材料室での洗濯物の回収・搬送

① 病棟での回収：1日2回（午前1回／午後1回）

② 病棟への納品：1日1回（午後1回）

③ 中央材料室及び手術室への納品、並びに手術室での回収：1日2回
（午前1回／午後1回）

④ ③の他、手術室での回収：1日2回（午前1回／午後1回）

(2) 不潔回収物の洗濯

・洗濯物の種別：タオル各種、タオルケット、リネン類（風呂足ふきマット、介

護服、抑制手袋等)、患者個人依頼の洗濯物、スクラブ、敷(大・中・小)、布
ガウン・布マスクその他委託者が指定するもの

- ・洗濯機器の稼働数の目安としては、ドラム式洗濯機は1日に約15回程度で多いときは18回、一般洗濯機は1日に約3回程度。
- ・感染性のある洗濯物については、各現場にてビニール袋に袋詰めした上で受託者に提出する。
- ・洗濯対象物が便又は吐物により汚染された場合、院内の各現場で下洗いを十分に行った上で受託者に提出する。
- ・洗濯が終わった洗濯物は、その種別に応じ、適切に折りたたみを行い、各部署に納品すること。

(3) その他、洗濯室での業務に付随する業務

1.0 経費負担

(1) 委託者が委託料のほかに負担する経費

ア 病院内の洗濯業務に必要な光熱水費

イ 病院内の洗濯業務に必要な設備及び備品に係る費用(修繕に要する費用を含む)。
ただし、当該設備及び備品が受託者の故意又は過失により故障又は破損した場合は、その修繕費用は受託者が負担するものとする。

ウ 洗濯に必要な洗剤、漂白剤等

(2) 受託者が負担する経費

業務従事者の人件費及び被服費

1.1 業務の引継ぎ

受託者は、契約期間の満了又は契約の解除等に伴い他の者が業務を行うこととなった場合には、後任の者に対し、業務一切の引継ぎを委託者が定める期間内に確実に
行い、病院の運営に支障がないようにしなければならない。

1.2 その他

この仕様書に定めのない事項やこの仕様書の規定の疑義については、委託者及び受託者双方の協議により対応を決定するものとする。